きみつ広域だより

2024（令和６年）
11月発行
第52号

発行・編集／君津郡市広域市町村圏事務組合　総務課
〒292-0832 木更津市新田３－２－27
☎（0438）25－6121
HPアドレス／https://www.kouiki-kimitsu.jp/

組合ホームページへ

君津郡市広域市町村圏事務組合は、昭和44年10月15日に木更津市、袖ヶ浦町、平川町、富来田町、小櫃村、上総町、君津町、小糸町、清和村、富津町、大佐和町、天羽町の12市町村により、地域社会の変貌に伴う行政の広域化に対応し、君津地域の均衡ある発展を目指すことを目的に設立されました。現在の構成団体は木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の４市です。

袖ケ浦市
マスコットキャラクター
「ガウラ」

木更津市
マスコットキャラクター
きさポン

君津郡市
夜間急病診療所

袖ケ浦市

木更津市

児童発達支援センター
きみつ愛児園

富津市

君津市

君津郡市広域市町村圏事務組合は主にこんな仕事をしています。

① 夜間急病診療所などの救急医療に関すること
② 児童発達支援センターきみつ愛児園の管理運営
③ 関係市等の職員の共同研修の実施
④ 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務
⑤ 専用水道等に関すること

君津市
マスコットキャラクター
きみぴょん

富津市
おもてなしキャラクター
ふっつん

主な記載内容

◎児童発達支援センター …… 2・3頁
◎職員共同研修・社会福祉法人 …… 4頁
◎予算・決算・専用水道 …… 5頁
◎人事行政の運営等の状況等 …… 6頁
◎組合議会 …… 7頁
◎四市救急医療のしくみ …… 8頁

児童発達支援センター

きみつ愛児園

〒299-1173
君津市外箕輪1041番
☎ (0439)53−1161・1162

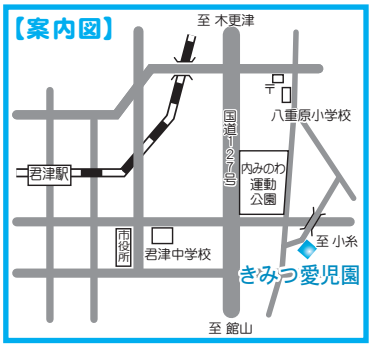

どんな施設なの？

きみつ愛児園は、君津郡市広域市町村圏事務組合が管理運営している公立の「児童発達支援センター」です。発達に不安や遅れのある就学前のお子さんを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援することを目的にしています。

愛児園はこんなところ

自分で身の回りのことをしたり、上手にコミュニケーションをとることが難しい子、話すことが苦手な子、また、思うように体を動かしたり、上手に姿勢を保ったりすることが難しい子が通っています。

『生活リズムを整える』『基本的な生活習慣（食事・排泄・着脱）を身に付ける』『社会性・言語・コミュニケーション能力を身に付ける』を目標に、日々の生活や遊びの中で、いろいろな活動を行います。

- 食事や排泄・着脱衣の場面を通し、自分でできることを見つけ、身辺面の自立に結び付けていきます。
- 一人ひとりに合わせた対応を心がけ、持っている力を十分に発揮できるように、個々の状態に合った個別支援（クラスによって、ポーテージ早期教育プログラム（※）を取り入れています。）を行っています。また、理学療法士や作業療法士（委託）からもリハビリテーションを受けています。
- 家族以外の人との関わりを通して社会性が育つように、お友だちや職員との活動を働きかけています。また、親子での園外活動や、君津市内の保育園へ遊びに行くことを通して、地域社会への参加も行っています。
- 同じ悩みを持つ保護者どうしが相談や情報提供をする場にもなっています。

※ 認定ＮＰＯ法人日本ポーテージ協会が推奨する、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別プログラム

外来支援	＊つくしんぼ教室　5月～2月（木曜日）14時30分～15時30分 お子さんと保護者で参加をする小集団活動です。手遊びをしたりペープサート（紙人形劇）を見たり、体をたくさん動かしたりと、いろいろな遊びを経験できるよう、活動を用意しています。 ＊個別相談 保護者の子育てでの悩みや不安、関わり方などについて相談を受け、支援を行います。
障害児相談支援	福祉サービスを利用する就学前のお子さんが主たる対象です。 利用計画書の作成や、サービスを利用するための手続きの支援、及び地域の福祉サービス事業所に関する情報提供などをします。また、利用状況の確認やフォローアップも行っていきます。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などの児童が集団生活を営む施設に通う障がいのあるお子さんを対象に、該当する施設を訪問し、専門的な支援を行います。

※ 各支援の相談は随時受け付けていますので、まずはご連絡ください。
【受 付】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
【時 間】９時～17時

安心安全な給食

きみつ愛児園では、園児の状態に応じて、食形態に配慮し、普通食の他、ペースト食の提供もしています。また、上手に食べることが難しい園児には、日本大学松戸歯学部や（一社）君津木更津歯科医師会の歯科医師らによる摂食指導に基づき、保護者に必要なアドバイスをしたり、栄養士が食に関する相談に乗ったりするなど、ご家庭での食事もサポートしています。

【栄養士からひと言】

子どもが苦手な食べ物に多く含まれる、不足しがちな栄養素を美味しく摂取できるような献立を考えています。

保護者の方からは、「初めて食べられたメニューだった。」とお話を伺うことがあり、その都度、レシピの配付を行っております。また、「様々な材料を取り入れた献立を経験し、食べられるメニューが増え、食事を通して子どもの成長を感じられて嬉しいです。」と喜びのお声を多く頂いております。

３月卒園時の給食

きみつ愛児園
給食紹介ページへ

愛児園の一日

- 10：00 登園開始　朝の支度　体操　朝の会
- 11：00 活動（集団・グループ・個別）
- 11：35 手洗い　給食準備　給食
- 13：00 活動（集団・グループ・個別）
- 13：40 水分補給　帰りの支度
- 14：00 帰りの会
- 14：30 降園（木曜日は14時降園）

教　材

歌や個別の時間に使う手作り教材です。
目で見てわかりやすく楽しめるよう工夫しています。

あめふりくまのこ

スポンジの宝探し、剣さし

おもちゃのチャチャチャ

コイン・ビー玉落とし、棒さし

すうじのうた

ビーズ

バス通園

木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市の圏域内を３台の通園バスが運行しています。

会計年度任用職員募集

職　　種	保育士（保育士資格必須）
勤務時間	要相談
問合せ先	児童発達支援センターきみつ愛児園 ☎ ０４３９－５３－１１６２

詳細については、お気軽にお問合せください。

職員共同研修事業の紹介

君津郡市広域市町村圏事務組合では、公務員として必要な知識や技能の習得を図り、職務遂行にあたり必要となる能力を養うことを目的とし、年間７課程、計８回の共同研修を実施しています。

研修参加対象は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、かずさ水道広域連合企業団、君津中央病院企業団及び君津郡市広域市町村圏事務組合の職員です。

今後も、感染症拡大防止対策を講じた上で、効率的な地域行政を目指し、充実した研修を進めてまいります。

各研修課程のご紹介

研修名	対象職員	主な研修内容
新規採用職員研修 （年１回実施）	開催年度の新規採用職員	職務を遂行するにあたって必要である、市民対応のスキルアップ、日々の担当業務処理能力の向上及びメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容。
初級職員研修 （年１回実施）	採用後３～６年目の職員	公務員の職務の基礎となる条例改正等の手法の習得、市民の皆様からのご意見への対応方法や、職場内におけるコミュニケーション活性化を目的とした内容。
中級職員研修 （年１回実施）	採用後５～９年目の職員	より高度な条例改正等の手法の習得、業務の効率化、当圏域の将来に対する展望及びメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容。
ＪＳＴ基本コース研修 （年２回実施）	係長相当職３年以内の職員	職場におけるマネジメント、リーダーシップ及びコミュニケーション能力向上を目的とした内容。
課長補佐研修 （年１回実施）	課長補佐相当職の職員	ハラスメント対策、組織全体でのメンタルヘルスケアの知識と手法、行政運営を行う中での圏域内の現状と今後の課題について学び、管理職員としての知識の習得や能力の向上を目的とした内容。
接遇研修 （年１回実施）	採用後５年以上の職員	一定の職務経験を積んだ後に、窓口応対能力の向上や行政対象暴力事案への対応方法を改めて習得し、更なる住民福祉及び住民満足度の向上を図ることを目的とした内容。
管理職研修 （年１回実施）	管理職の職員	ハラスメントの防止策やメンタルヘルスラインケア（職場内での支援方法など）の基本的知識を習得し、よりよい職場環境の醸成を目的とした内容。

▲ＪＳＴ基本コース研修内でのグループワークの様子
（令和６年７月24日～26日に実施）

▲中級職員研修内でのグループワークの様子
（令和６年８月28日～30日に実施）

社会福祉法人に関する業務

社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第２条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。

また社会福祉法人は、社会福祉事業の他に公益事業及び収益事業を行うことができます。

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

君津郡市広域市町村圏事務組合は、社会福祉法人の所轄庁としての業務を行っています。

令和５年度　一般会計決算状況

関係市からの負担金などが、どのように使われたかをお知らせします。
令和５年度の一般会計歳入決算額は、６億１，９６３万７，７５０円、前年度比１．６％増となりました。
歳出決算額は、５億６，２９５万１，５４３円、前年度比１．６％減です。
歳入歳出差引額５，６６８万６，２０７円が令和６年度に繰り越す財源となります。

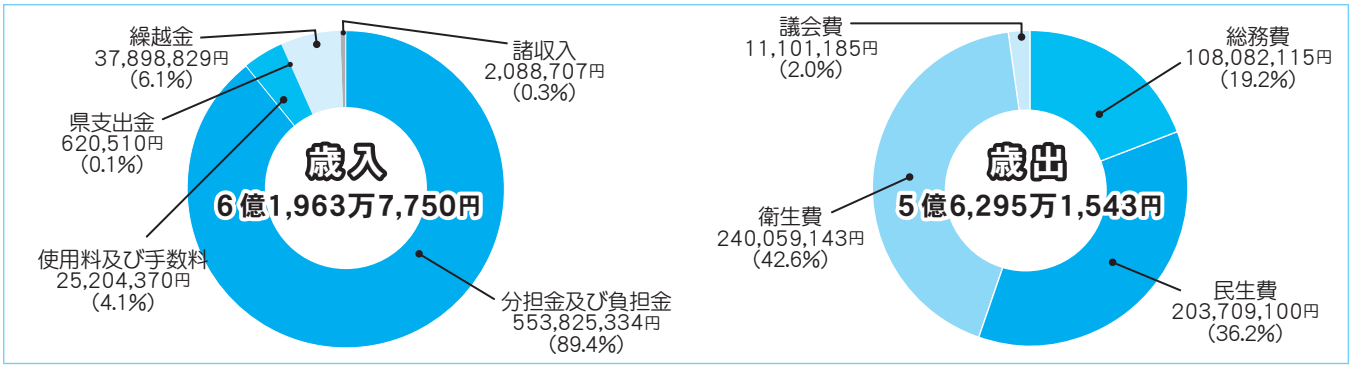

令和６年度　一般会計当初予算

令和６年度の一般会計当初予算をお知らせします。
令和６年度の一般会計歳入歳出予算は５億９，９５６万１，０００円となり、前年度に比べ１，７６５万２，０００円の減となりました。

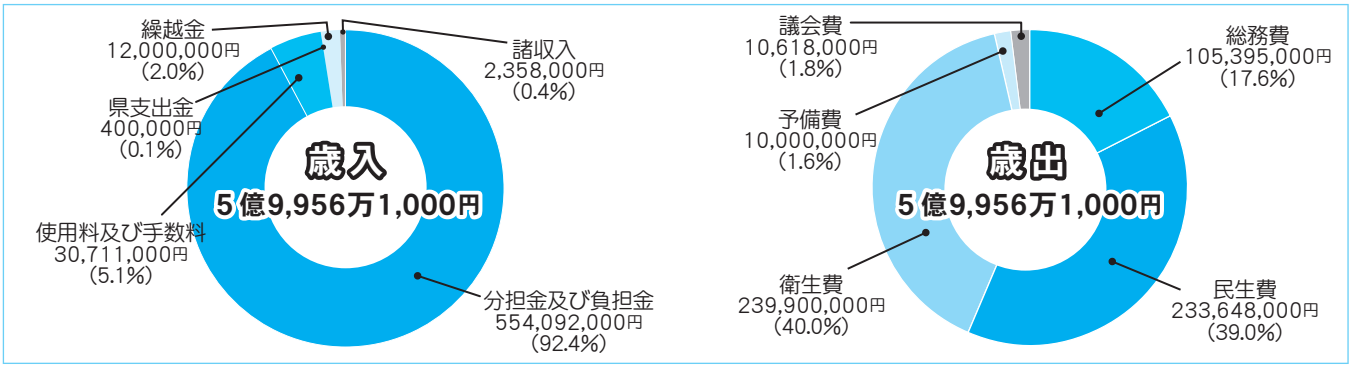

専用水道等管理に関する業務

君津郡市広域市町村圏事務組合では、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第６項に規定する専用水道及び同条第７項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行っています。

- 専用水道の布設工事設計の確認
- 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令
- 専用水道の給水開始の届出受理
- 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査
- 専用水道の業務委託の際の届出受理
- 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。

※ 各水道の手引き等詳しく知りたい方は、組合ホームページをご覧ください。

令和５年度の専用水道及び簡易・小規模専用水道の施設の設置場所への立入検査等の実績は以下のとおりです。

（単位：件）

区　分	専用水道 (立入検査)	簡易専用水道 (検査機関による代行検査)	小規模専用水道 (立入検査)	小規模簡易専用水道 (設置者による自主点検及び結果報告)	計
木更津市	３１	１４６	1	３６	２１４
君　津　市	２０	１００	3	２６	１４９
富　津　市	7	５９	3	１８	８７
袖ケ浦市	１４	６５	1	１４	９４
計	７２	３７０	8	９４	５４４

令和５年度 君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の２第３項及び君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定により、令和５年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

Ⅰ　人事行政の運営の状況

1　職員の任用の状況等

（単位：人）

区分	管理者※2	議会	計
(1) 部局別職員数 ※1	30	1	31
(2) 採用者数			
(3) 退職者数			
定　　年			
定年以外			
(4) 職位別昇任者数	1	1	2
局長級			
次長級			
課長級			
課長補佐級		1	1
係長級			
主任級	1		1

※1　令和６年３月末現在
※2　管理者の事務局（総務課、企画財政課、児童発達支援センター、会計課）

2　職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を実施しています。令和５年度は、次の内容で実施しました。

《評価期間》
令和５年４月１日～令和６年３月31日

《評価対象者》
全職員

《評価項目》
倫理、判断、知識・技能、業務遂行、人材育成等

3　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　職員給与費の状況 ※1　（単位：千円）

給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計	対象職員数※2	1人当たり給与額（年額）※3
106,399	21,657	43,347	171,403	31人	5,529

※1　令和５年度決算
※2　令和５年４月１日現在
※3　職員給与費計÷対象職員数で算出

(2)　平均給与月額（給与月額、諸手当）及び平均年齢 ※1　（単位:円）

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
一般行政職	286,176	60,390	346,566	40歳２月

※1　令和５年４月１日現在の職員の状況です。

(3)　勤務時間の状況 ※1

区分	勤務時間	休憩時間
月～金曜日	８時30分～17時15分	12時15分～13時15分

※1　標準的なものです。

(4)　年次有給休暇の平均取得状況（令和５年度実績）

対象職員数 ※1	平均取得日数 ※2
31人	13．27日

※1　令和６年３月31日現在（令和５年度中の休職者、派遣研修者を除く）
※2　平均取得日数は、小数点以下第３位を四捨五入

(5)　育児休業の取得状況
女性　２人（うち前年度からの取得者２人）　男性　０人

4　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分の被処分者数　０人　　(2)　懲戒処分の被処分者数　０人

5　職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

6　職員の退職管理の状況

課長級以上の退職者の再就職の状況　（単位：人）

営利企業等に再就職した者	組合の再任用職員となった者	その他（在家庭等）
0	0	0

7　職員の研修の状況

研修所等が実施する研修の実績（受講者数）　（単位：人）

千葉県自治研修センター	組合共同研修	その他研修
5	4	38

8　職員の福祉等の状況

(1)　職員互助会及び職員共済組合の事業概要
ア　千葉県市町村職員共済組合
組合員の掛金と組合の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。
イ　千葉県市町村職員互助会
職員の掛金と組合の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。

(2)　公務災害補償の状況　　該当者なし

Ⅱ　公平委員会の状況

1　千葉県市町村公平委員会の概要

千葉県市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。
(1)　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
(2)　職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

2　千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(1)　勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）：実績なし
(2)　不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）：実績なし

令和５年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に伴う請求件数、開示件数、非開示件数は０件でした。

児童発達支援センターきみつ愛児園における令和５年度の福祉サービスに対する苦情件数は０件でした。

組合議会

令和６年８月議会定例会の様子（君津市役所９階全員協議会室にて）

令和６年２月６日及び令和６年８月６日に組合議会定例会を開催しました。

２月組合議会定例会では、副議長選挙が行われ小倉靖幸氏（君津市議会議長）が当選しました。また、当初予算を含めた６議案が提出され、原案どおり可決されました。

８月組合議会定例会では、正副議長選挙が行われ、議長に小倉靖幸氏（君津市議会議長）が、副議長に平野英男氏（富津市議会議長）が当選しました。また、決算の認定及び補正予算の２議案が提出され、原案どおり認定・可決されました。

なお、上程された議案及び結果については、次のとおりです。

提出議案			議決結果
令和6年2月定例会	議案第１号	令和５年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）	原案可決
	議案第２号	令和６年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算	原案可決
	議案第３号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第４号	君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第５号	君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第６号	君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
令和6年8月定例会	議案第７号	令和５年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について	原案認定
	議案第８号	令和６年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号）	原案可決

広告欄

君津郡市広域市町村圏事務組合がこの広告における企業やサービスを推奨するもの及び保障するものではありません。

建物総合サービス（保守・管理・修理・工事他）

㈱葵商事（あおい しょうじ）

建物の大小問わず、保守・管理・修理・施工まで建物をトータル的にサポートし、安全・安心で衛生的な環境の提供を致します。
見積無料。お問い合わせお待ちしております。

木更津市畑沢２－３６－１１
ＴＥＬ ０４３８－３７－１２０４
E-mail aoidai2@orion.ocn.ne.jp

建築設計・監理
株式会社 日建綜合設計
代表取締役 石井 賢治

千葉県木更津市富士見２－４－６
ＴＥＬ：0438－23－8803
ＦＡＸ：0438－23－8583

夜の発熱、急病は!!

（内科・小児科）

君津郡市夜間急病診療所

☎0438−25−6284（毎日20時～23時）

休日・夜間医療体制

木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市

四市の救急医療のしくみ

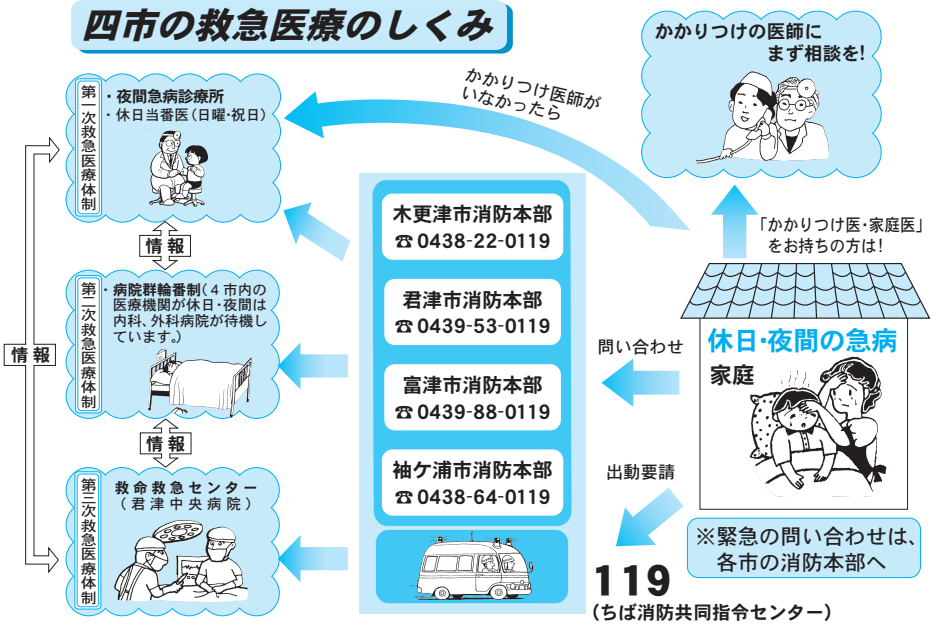

○こども急病電話相談（小児救急電話相談） ＃8000
受付時間：毎日 19 時～翌朝 8 時
（＃8000 でつながらない方は、043-242-9939 へ電話ください）

○救急安心電話相談 ＃7119
受付時間：平日・土曜日 18 時～翌朝 8 時　日曜・祝日 9 時～翌朝 8 時
（＃7119 でつながらない方は、03-6810-1636 へ電話ください）

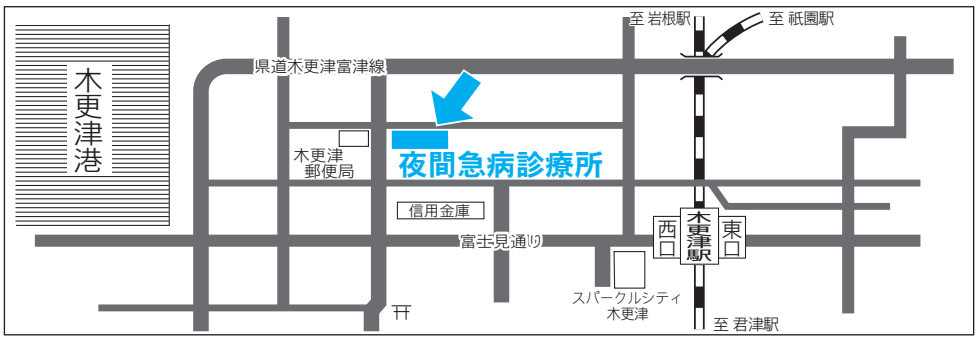

問合せ先
君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課
☎(0438) 25−6121
月～金　8 時30分～17時15分（土・日・祝日等を除く）
木更津市新田 3 − 2 − 27

お知らせ

休日（日曜・祝日）又は夜間に急病になった時の医療機関として、**休日当番医**及び**夜間急病診療所**が設けられています。

休日当番医

休日に急病人が早く適切な医療が受けられるよう、君津木更津医師会の協力を得て**休日当番医を実施しています。**

当番にあたる病院や医院は、各市の**広報紙**又は当日の**新聞紙上**に掲載されていますのでご覧ください。

毎夜間診療しています

※荒天の場合は休止となる場合があります。
急病の場合は各消防署へ問い合わせ下さい。

年末年始	12月30日から1月3日の診療時間 ・9 時～17時（昼間） ・20時～23時（夜間）

- **診療科目**　内科・小児科
- **場　　所**　木更津市中央 1 − 5 − 18
（旧木更津市保健相談センター内）

お願い

◎夜間急病診療所へは、保険証（マイナ保険証を含む）・医療受給者証等を、必ず持参してください。
この保険証・医療受給者証等がないと治療費を全額負担していただくことになります。

◎同診療所では、やけどや外傷など、**外科系**の診療は行っておりません。

▶ 徴収事務を委託 ◀

君津郡市広域市町村圏事務組合では、次のとおり事務を委託しています。

委託業務	君津郡市夜間急病診療所 使用料及び手数料徴収事務
受 託 者	（一社）君津木更津医師会
期　　間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで